

岩手県告示第453号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第490号）で公示した公共測量を終了した旨八幡平市長から次のとおり通知があった。

令和3年6月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 八幡平市内
- 2 実施した期間 令和2年6月4日から令和3年3月16日まで
- 3 実施した公共測量の種類 航空レーザ測量